

第2回 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会議事録

1. 日時 令和4年7月14日(木) 午後2時5分～午後3時55分

2. 場所 船橋市福祉ビル 6階会議室

3. 出席者

(1) 第1号委員

鏡論委員(会長) 鈴木敦子委員 綱島照雄委員

徳永幸生委員(副会長) 西尾真治委員

(2) 第2号委員

土屋仁志委員 島本博幸委員 糟谷龍郎委員 菅井智美委員

(3) 事務局

村山事務局長 白土管理次長 渡辺三山園長 渡邊三山園事務長

馬場管理係長 木谷主任主事 岡田主事 伊藤弁護士 岡本弁護士

(4) 関係市

船橋市高齢者福祉課: 田中課長

習志野市高齢者支援課: 川窪課長

八千代市長寿支援課: 岡崎課長

鎌ヶ谷市高齢者支援課: 根岸課長

4. 欠席委員 なし

5. 傍聴者 2人

6. 日程

(1) 事務局からの説明

① 千葉県内の特別養護老人ホームについて

② 高齢者数等の推移について

③ 三山園内での事故発生状況について

④ 三山園収支状況について

⑤ 他施設との比較について

⑥ 職員採用計画について

(2) 関係市の三山園に対するニーズについて

(3) その他

7. 概要

(1) 事務局からの説明

事務局より日程(1)について説明した。

(2) 関係市の三山園に対するニーズについて

関係市の委員(部長)より三山園に対するニーズについて説明した。

(3) その他

(1)、(2)での委員からの意見や質問及び三山園職員等の意見を踏まえて、
次の会議でも検討することとなった。

8. 経過

(鏡会長)

定刻となりましたので、ただいまから第2回特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会を開催したいと思います。本日は西尾委員を除いてご出席をいただいておりますので、過半数を超えていますので本会は成立いたします。

前回お決めいただきましたとおり、本審議議会につきましては原則公開というふうになります。また、本日は傍聴者はおられますか。

(村山事務局長)

はい、2名おります。

(鏡会長)

2名の方が傍聴されると。事務局からの説明で個人情報など非公開に該当する事項はございますか。

(白土管理次長)

はい、特にございません。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。それでは、本日は公開として審議を進めますが、情報公開条例に基づき、説明している中で委員の皆様あるいは私の方から非公開にした方がよいとの意見があった場合には、会に諮り、一部を非公開にすることによってさせていただきたいと思っております。

それから傍聴される方をお願いいたします。傍聴券の裏面の注意事項をお守りいただきますようお願いいたします。

前回の審議会において、八千代市の糟谷委員及び三山園長が欠席しておりましたので、ここで自己紹介をお願いいたします。

(糟谷委員)

どうもこんにちは。八千代市の健康福祉部長の糟谷でございます。前回の第1回の会議につきましては、体調を崩した関係で大変失礼をしてしまい、誠に申し訳ございません。これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

(渡辺園長)

特別養護老人ホーム三山園、園長の渡辺と申します。いつもお世話になっております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。

それでは次第にしたがって議事に入りたいと思います。初めに日程1事務局からの説明となります。事務局からの説明の1、2は続けて行っていただき、その後質疑応答とし、3以降につきましてはその都度質疑を行うものと思いたいと思います。

それでは事務局より1千葉県内の特別養護老人ホーム、2高齢者数等の推移についての説明をお願いします。

(白土管理次長)

それでは、資料1「第2回 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会説明資料」をご覧ください。

1枚お開きいただき、この資料には前回の審議会において質疑などがありました 1. 千葉県内の特別養護老人ホームについて 2. 高齢者数等の推移について 3. 三山園内での事故発生状況について 4. 三山園収支状況について 5. 他施設との比較について 6. 職員採用計画について を記載しています。

まず、ご説明いたしますのは、1. 千葉県内の特別養護老人ホームについて と 2. 高齢者数等の推移について の2つとなります。

それでは、2ページをご覧ください。1. 千葉県内の特別養護老人ホームについて をご説明させていただきます。公立特別養護老人ホームの運営形態の推移です。平成15年4月1日現在で10施設のうち業務委託での運営が6施設、直営が三山園を含めて4施設。その後、平成15年度に指定管理者制度が導入されたことで、平成20年4月1日現在では業務委託をしていた6施設は指定管理となり、直営4施設のうち1施設が民営化となりました。令和4年4月1日現在では指定管理6施設のうち1施設が廃止、2施設が民営化となり、指定管理による運営が3施設、民営が3施設、直営が3施設となっています。なお、直営と記載しています旭中央病院につきましては、平成28年4月から地方独立行政

法人となっております。

3 ページからは運営形態変更の事例になります。

1 例目は廃止となりました銚子市の外川園です。昭和43年2月に「社会福祉法人恵仁会」が設立され、銚子市の業務委託として運営を開始し、昭和57年3月に「恵仁会」が解散となり、「銚子市社会福祉事業団」に事業が引き継がれました。業務委託、指定管理により銚子市の事業としていましたが、平成23年4月に施設の老朽化による建て替えが必要となったことを機に経営が移譲され、外川園は廃止となり、「銚子市社会福祉事業団」が平成24年10月に新たな施設「松籟の丘」を移転新築し、運営を開始しました。

2 例目は4ページの民営化となりました勝浦市の総野園です。昭和49年6月に三山園の協力病院、済生会習志野病院を運営している法人である「社会福祉法人恩賜財団済生会」が勝浦市の業務委託として運営を開始し、平成24年4月に指定管理先が「社会福祉法人さくら会」になりました。平成29年6月に「総野園将来構想検討委員会」を設置し、民間へ譲渡することが望ましいとの意見が集約され、平成31年4月に「社会福祉法人さくら会」に譲渡されました。

3 例目は5ページの廃止予定の大多喜町の特別養護老人ホームです。昭和54年5月に町で唯一の施設として運営を開始しましたが、令和4年1月に施設運営のあり方、今後の対応について総合的に判断した結果、社会福祉法人のノウハウを生かした施設運営が適切であり、令和5年3月に開設予定の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人と連携し民営化を図ることとし、令和5年3月の民間施設開設に伴い廃止予定となっております。

(西尾委員入室)

(白土管理次長)

6 ページは千葉県内で現存する特別養護老人ホームの開設年度です。昭和45年度に1施設開設され、昭和47年度に三山園を含む2施設が開設、その後、毎年度複数の施設が開設され、特に平成23年度以降に多く開設され、現在510施設となっております。

7 ページは関係市内で現存する特別養護老人ホームの開設年度です。昭和47年度に三山園が開設され、その後、複数施設が開設され、特に平成23年度以降に多く開設され、現在72施設となっております。

6 ページと7ページの施設数は、従来型とユニット型の併設施設は2施設とカウントしています。

8 ページをご覧ください。8 ページからは2. 高齢者数等の推移についてです。まずは、千葉県内の人口の推移です。人口は昭和45年から増加しています

が、64歳以下は平成7年頃をピークに減少する一方、65歳以上は平成17年頃から大幅に増加しています。

9ページは千葉県内の高齢者数に対する施設数です。昭和45年においては、65歳以上の人口22万1千人に対し、特養は1施設でしたが、令和2年においては、170万9千人に対し67施設となっており、65歳以上の人口の増加率よりも施設数の増加率が大きくなっています。

10ページは千葉県内の要介護認定者数の推移です。平成14年から令和2年までの18年間で約2.5倍増加しております。平成17年度の介護保険法の改正により、要介護1が要介護1と要支援2に分離されたことにより、平成22年は要介護1が減少しておりますが、総数としては、年々増加していることが分かります。

11ページは関係市内の人口の推移です。千葉県内と同様に人口は昭和45年から増加していますが、64歳以下は平成2年頃から横ばいとなり、65歳以上は平成12年頃から増加しています。

12ページは関係市内の高齢者数に対する施設数です。昭和45年においては、65歳以上の人口2万人に対し、特養は1施設でしたが、令和2年においては、27万6千人に対し67施設となっており、65歳以上の人口の増加率よりも施設数の増加率が大きくなっています。

13ページは関係市内の要介護認定者数の推移です。平成12年から令和2年までの20年間で約3.7倍の増加となっております。

以上で、千葉県内の特別養護老人ホームについてと高齢者数等の推移についての説明を終わります。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明について、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(数秒沈黙)

(鏡会長)

過去の経緯でございますので、基本的には目新しい質問はないかと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(質疑なし)

(鏡会長)

それでは、次に3. 三山園内での事故発生状況について、事務局より説明をお願いします。

(渡辺園長)

それでは、資料1の14ページをご覧ください。3. 三山園内での事故発生状況について をご説明させていただきます。まず、三山園の事故件数ですが平成29年度から令和3年度までの5年間で、医療機関での受診を要し保険者である船橋市へ報告した件数は49件であり、1年平均にいたしますと9.8件となっております。また、医療機関の受診を伴わない転倒事故や誤薬等の三山園内で事故として取り扱われた件数は、1年平均194.6件となっております。

続きまして15ページをご覧ください。これより使用します他施設との比較の数値は、公立施設5施設、民間施設は関係市内の9施設に調査をお願いいたしまして、回答を得られた結果となります。

この表は、三山園を含む8施設の平成29年度から令和3年度までの5年間における、保険者への事故報告件数を比較したものでございます。1年間の平均報告件数について、施設ごとに入所者の定員が異なりますことから、短期入所を含めた三山園の定員120名として換算したものを 一番右に三山園定員換算としてお示ししております。平均としては9.1件となっており、三山園は9.8件で平均を若干上回る状況となっております。なお、保険者への報告につきましては、医療機関での受診を要したものを報告いたしますが、施設により受診する基準に差異がありますことから、三山園の事故件数が多いとは一概に言えないものと考えます。

続きまして16ページからは三山園での重大事故の事例となります。まず、損害賠償案件の1件目、平成24年度に発生いたしました長期入所者の転落事故です。当該入所者が夜間帯に2階ベランダから飛び降り、重症を負い、その後、訴訟に発展いたしました。事故当時、当該入所者が椅子を持って、別の入所者の居室に入っていくところを職員が確認しているにも関わらず、声掛けをしなかったことが原因と考えられます。

18ページは2件目、平成25年度に発生いたしましたデイサービス利用者の転倒事故です。当該利用者が脱衣室内で転倒し、右大腿骨頸部を骨折、その後、訴訟に発展いたしました。介護職員の声掛けの内容を理解することが困難である認知症の利用者に対し、お声かけをし、その場を離れたことが原因と考えられます。

20ページからは直近の事故事例となっております。令和3年度に保険者への報告は9件ありましたが、そのうちの2つを報告いたします。1件目は7月に

発生いたしましたストレッチャーからの転落事故です。入浴のためベッドからストレッチャーにスライディングボードを用いて移乗介助しようとしたところ、ストレッチャーが動き、スライディングボードごと床に落下いたしました。原則2名で行うこととしている移乗介助を1名で行っていました。ストレッチャーが動いたことを考えるとブレーキをかけ忘れた可能性が高く、また、スライディングボードの使い方を完全に理解していなかったことが原因と考えられます。

次に21ページでございますが、2件目もストレッチャーからの転落事故でございます。先ほどの事故から3カ月後の10月に発生いたしました。入浴のため介護職員がストレッチャー上で脱衣介助を行い、介助した職員が他の利用者の介助を行っていたところ、当該利用者がストレッチャーから転落してしまいました。ストレッチャーのサイドレールの固定確認を怠ったこと、また、他の利用者の介助をする際に、脱衣室内にいた他の職員に声掛けをしなかったため、他の職員も見守りを行わなかったことが原因と考えられます。

以上で、三山園内での事故発生状況についての説明を終わらせていただきます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。ただいまのご説明に対して委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ徳永委員。

(徳永委員)

徳永です。三山園の事故件数をご報告いただいた中で、保険者への報告件数というものが外部医療機関の受診を要したものを基準としてカウントしていて、平均9.8件という理解でよろしいでしょうか。また、他の施設とは基準が異なるので一概にというお話がありましたが、外部の医療機関に受診を要したものという基準で他はやっているわけではないということでしょうか。同じように外部の医療機関への受診を要しているが、報告しているものと報告していないものがあるのではないかとということでしょうか。

(白土管理次長)

はい、お答えいたします。受診をしたものについての報告という基準は変わらないのですが、受診をするという段階で各施設によって差異があると感じております。

(徳永委員)

続けてよろしいでしょうか。かなり件数が多いところ、23件というところは、大事を取ってまずは受診をさせましょう、という方針であって数が増えたのではないかということも推測できる。そう推測すると各施設によって基準が異なるということは、大事を取って受診させるのか、この様子からして受診までは必要ないだろうという判断をするか。そこが各施設によって判断が異なるという理解でよろしいでしょうか。

(渡辺園長)

仰るとおりでございます。

(徳永委員)

ありがとうございます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(村山事務局長)

はい、三山園は、済生会習志野病院が隣接しておりまして緊急外来とか比較的連携ができておりますので、そういった面では民間と比べると医療機関への受診というのはしやすくなっていると思います。

あと、村山が発言しました。発言自体はお名前をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

ちょっと私の方から質問させていただいてもよろしいでしょうか。事故発生の件ですけれど、1の精神的な不安のある方とか、2のデイサービスでの認知症の方に対する声掛けなんですけど、デイは認知症対応型ですが入所している方の中で認知症の人の割合は相当増えているのではないかと思います。当初の頃から比べて認知症の人がどの程度増えているのかという数字を取られているのでしょうか。もしわかったら申し上げます。

(村山事務局長)

はい、事務局長です。当初から比べると認知症の方の数は増えていると思います。ただ、あくまでも感覚の中でしか言えません。実際に軽い方も含めると90

数%の方が認知症になっております。それについては、次回調査、確認して回答させていただきたいと思っております。

(鏡会長)

ありがとうございました。特別養護老人ホーム全体的に高齢化しているというのが1つと、それから元々入っておられる方々に認知症をお持ちの方が多かったのですが、それがだんだんと増えてきている。それによって職員の方の負担も年々大きくなってきていることが予想されるので、それ(資料)にそれ(認知症の方が増えていること)が分かれば、理解がより進むようになると思います。

はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にならなければ、次に4三山園の収支状況について事務局から説明をお願いします。

(白土管理次長)

続きまして資料1の22ページをご覧ください。4.三山園収支状況についてをご説明させていただきます。まず、直近3年間の決算です。各年度、歳入合計Aと歳出合計Fの差し引きでは黒字になりますが、三山園単独での単年度収支である、歳入合計Aから分賦金B・C及び繰越金Dを除いたEと、歳出合計Fから施設等整備基金積立金G及び是正勧告による遡及支払いHを除いたIとの差し引きは、令和元年度が約1,292万円の赤字、令和2年度が約1,556万円の赤字、令和3年度が約1,753万円の赤字になります。令和2年度におきましては、施設等整備基金の積立金として分賦金C1,600万円を負担していただきましたが、赤字補填のため積立てを行わなかったことから、施設等整備基金積立金Gが0円となっています。赤字決算が続くことから内部留保にあたりまず繰越金が減少し、令和3年度から管理運営費の分賦金の負担をお願いすることとなりました。

23ページは予備費の金額についてです。予備費は予算外の支出又は予算超過の支出などの突発的な事案に充てるために計上しています。令和2年度までは、内部留保金を予備費に充てていましたが、令和3年度予算におきましては、歳出予算の5%程度である2,500万円を予備費として計上し、令和4年度予算におきましては、新型コロナウイルス感染症による突発的な歳出の増加や、感染による利用制限などのリスクを考慮し、500万円増額する3,000万円を予備費として計上しています。予備費を使用しなかった場合は、繰越金として翌年度の財源としております。

24ページからは関係市の公費負担であります分賦金の推計についてです。区分の説明ですが、共通経費とは、組合の議会や事務局にかかる本部経費に対する費用です。管理運営費とは、三山園の運営に係る経費に対する費用。起債償還

金は、施設建替えの際などの借入金の返済に対する費用。施設等整備基金は、施設の修繕や高額備品の購入の財源に充てるための積立金の費用です。

まず、直近の推移です。管理運営費は、関係市との協議において介護報酬で賄うこととしており、令和2年度まではいただいておりますでしたが、先ほどご説明したとおり令和3年度から負担をお願いしています。起債償還金は、令和2年度までは7,400万円強の負担をしていただき、施設建替えの際に借入れました起債の償還が令和3年度から減少して令和5年度末に完了いたします。

令和4年度予算では、本部経費にあたります共通経費が6,421万2千円、三山園の運営費にあたります管理運営費が3,324万2千円、施設建替えの際などに借入れました起債の償還金が3,823万円の合計1億3,568万4千円の負担をお願いしています。施設等整備基金は、施設の修繕等のため平成29年度に設置され、毎年1,600万円分賦金をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の関係から関係市の財政面を考慮し、令和3年度、4年度は予算計上を見送ったものです。

25ページは今後の推計です。物価上昇などは加味せず、共通経費は同額で計上、また、管理運営費は令和8年度に施設の大規模改修工事の施工を想定し、令和7年度に基本設計費用を計上することから増額となっています。令和8年度の大規模改修工事の財源は全額起債を借入れ、その元金償還が令和12年度から開始となるため増額となります。各年度で増減はありますが、令和5年度から14年度までの10年間で3,032万9千円増加し、1年あたり平均337万円の増額が推計されます。

以上で、三山園収支状況についての説明を終わります。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明について、何かある方いらっしゃいますか。どうぞ。

(鈴木委員)

鈴木です。三山園の収支状況についてご説明いただきましたが、直近3年間の決算ということで22ページと、その詳しい資料ということで資料⑤を含めてご質問させていただいてよろしいでしょうか。

では、ご質問させていただきます。資料⑤の歳入の方なんですけど、ご説明いただいた分賦金ということで施設等整備基金が2年度と元年度分に1,600万円ずつ収入がありまして、その下に方にいきますと繰入金として退職手当基金と施設等整備基金ということで歳入があるんですけど、こちらの内容を教えてくださいたいのが1点と、2点目は下から3行目に組合債として組合債収入

があるんですけど、こちらは3年度現在どれくらいの残高があるのかということと、3点目は次のページ、3枚目、歳出の部分で下から7行目の積立金ということで元年度と30年度は約1,600万円ずつ積み立てているんですけど、これも令和3年度末現在の残高がどのくらいあるのかということをお教えいただきたいと思います。以上3点です。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(村山事務局長)

はい、事務局長です。1点目の繰入金は、退職手当基金と施設等整備基金なのですが、退職手当基金は総務費によって毎年積み立てております。三山園の職員の中で退職者が出た時に退職手当を支払いますが、その財源としてその基金を取り崩して繰り入れるということをしています。もう1点ですね、施設等整備基金につきましては、1,600万円毎年積み立てていて、50万円以上の修繕や大きな備品の買い替えなどの財源として、その基金を取り崩して計上しています。

2点目の組合債なんですけども、こちらの2年度と3年度につきましては、特浴といいますかストレッチャーや車椅子のままでお風呂に入れるというような備品を買い替えております。その買い替えをする時の財源として、借金をして買い替えましたので、組合債として借り入れているというものでございます。残額はですね、令和3年度末現在で6,810万3千円です。地方債の残額ですね。それから基金の残額なんですけども、こちらが3年度末現在で退職手当基金が三山園の職員ためだけの基金ではないので組合職員全体なんですけども、6,300万円です。それから三山園の施設等整備基金の残額につきましては、3年度末で1,288万約4千円の残額となっております。

それから積立金1,600万円なんですけども、先ほど説明している中で毎年、平成29年度からですか、施設整備基金として1,600万円積み立てておりました。それで令和2年度も1,600万円を関係市さんからの分賦金としていただいたんですけども、運営費が赤字になってしまったということでこちらの積立てを断念しています。それと3年度につきましては、元々予算計上するにあたって1,600万円の分賦金、関係市からの負担はコロナの関係で税収もなかなか厳しいという状況で予算計上はしておりませんでした。以上でございます。

(鈴木委員)

はい、ありがとうございます。わかりました。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがですか。

はい、西尾委員。

(西尾委員)

決算のところ、22ページのところでお伺いしたいのですが、元年度と2年度は遡及払いといった特殊要因があったので判断が難しいかと思うので、かなり平常時に戻っている3年度で見たいと思います。お聞きしたいのは今かなり財政的にも厳しいということで、施設等整備基金の分賦金について3年度は計上しなかったということになってはいますが、本来は計上するべきものと考えてよろしいのでしょうか。4年度以降通常に戻ったとすると本来は1,600万円計上するというのでしょうか。

(村山事務局長)

はい、事務局長です。4年度につきましても計上しておりません。というのは整備基金を予算計上するにあたっては、歳入として関係市からの分賦金によって計上するもので、4年度もやはり関係市さんの財政状況が厳しいということで計上しておりませんでした。今後につきましては、1,600万円ずつ計上していきたいと思いますが、関係市さんと協議しながら予算にあたっては進めていきたいと思っております。

(西尾委員)

わかりました。本来であれば積むべきものが積めてないという状況なのかなと思います。

もう一つですね、歳入のうちのうち繰越金っていう額については、これはどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(村山事務局長)

はい、事務局長です。うち繰越金というのはですね、これは前年度からの余ったお金は翌年度に繰り越されるとということで、単年度収支で考える場合はこれを除かないといけないということで、歳入の計算上はこの繰越金を差し引いております。

(西尾委員)

そうするとこれはやはりマイナスでカウントしないといけないのかなと。歳入が本来はあれば繰越金を使わずに済んだものが、これだけの1,587万円使わないと歳出が埋まらなかったということになると、収支としてはマイナスと捉えるのかなと思います。それで単年度収支でマイナス1,750万となっておりますけども、更に繰越金を充当している1,500万と分賦金を充当している分が、本来は全部マイナスで計上すべきなのかなと思います。そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

(鏡会長)

はい、事務局長。

(村山事務局長)

事務局長です。3年度でいきますと合計AからBの分賦金と繰越金を引いた金額を歳出Iで引いておりますので、この繰越金は収入とはカウントしないで単年度収支としております。ですからあくまでもその年に入った介護報酬に対してその年に支出した金額ということになります。

(西尾委員)

わかりました。ちょっと勘違いしておりました。AからBCDを引いたものがEになっていると。

(村山事務局長)

はい。

(西尾委員)

なるほど、すみません。ちょっと勘違いしていました。そうしますとこの単年度収支1,750万円が通常の単年度当たりのマイナスというふうに捉えてよろしいんですね。

(村山事務局長)

はい。

(西尾委員)

承知しました、ありがとうございます。

(鏡会長)

ありがとうございました。他には。はい、どうぞ。

(綱島委員)

綱島です。少し教えてもらいたいんですけど、この決算の中で本部の方に繰り入れするものもあるのではないかと思うんですね、本部の役割として。そういうのはどういう形になっているのかなっていうのと、それから組合債が6,800万あるという話があったんですけどこれが特浴だと、ずいぶん特浴にしてみればと大きな額。それで例えば特浴を買うとか入れ替える時は、常に起債をするんですか。その辺の形が普通の民間ですと、繰越金の中から工面していくというのが普通だと思うんですけど。大きな大規模改修とかは話が別ですけど、そうではないときは、特浴みたいなものでもいちいち起債をしてやっていくんですか。

(鏡会長)

はい、事務局長。

(村山事務局長)

はい、事務局長です。本部経費につきましては、先程の25ページの表の共通経費、管理運営費、起債償還金、施設等整備基金と書いたあるところ、その共通経費が本部経費になります。民間さんですと、共通経費、本部経費は介護報酬で賄って対応しているということだと思うんですけど、組合では共通経費につきましては、関係市さんからの分賦金、負担金で賄っています。

(綱島委員)

共通経費というのは本部に繰り入れるんですよね。その内容というのはどうなっているのでしょうか。

(鏡会長)

はいどうぞ。

(村山事務局長)

介護報酬から本部に繰り入れはしません。あくまでも事務局の職員の給料であったり、議会の運営費であったりそういったものについては、介護報酬からの繰り入れは行わず、関係市さんから負担金をいただいて運営しております。

続きまして次の質問の組合債につきましては、残額6千何百万というのは、特浴を買い替えた時に借り入れたものもありますけども、平成15年に建て替え

が終わった時の借金の返済も令和5年度まで残ってますので、その金額も入っております。組合債につきましては、本来民間さんですとこういった特浴を買う際は借入しないということでありましたけれども、組合の方では借り入れできるものに関しては借りて運営しています。実際に留保金がないので借り入れを行わない場合は、関係市さんから負担していただかなければいけなくなってしまふ。そうすると大きなものを買った段階で関係市さんの負担が増えてしまい、そうでないときは下がると。波が出てしまいますので、そういったことがように平準化できるように対応しています。以上です。

(網島委員)

ありがとうございました。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。他にどうですか。

私の方からちょっと。22ページの3年間の決算ですけども、単年度収支で元年度は1,200万。それから2年度1,500万で、3年度が1,700万。これにかかる通常の単年度で赤字となると、管理運営費とかあとは各市から分担している負担金、これにかかる赤字補填の対応というのはどういうふうになっているんですか。

(村山事務局長)

はい、事務局長です。元年度と2年度につきましては、留保金が若干ありましたのでそれにて対応いたしました。3年度につきましては、留保金がなくなってしまうので、関係市からの負担金をいただいたということになります。

(鏡会長)

それが分賦金の方ですか。

(村山事務局長)

そうです。

(鏡会長)

5,600万？

(事務局長)

はい。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。それで各市の委員の皆さんにお伺いしたいのですが、基本的に介護報酬で各施設あるいは在宅サービスを行っているんですけど、市の方で赤字を出したら何らかの補填策とか補助金とか、貸付はあるかもしれないですけど、何らかの民間事業者に対して手当を行っている自治体ってあるんですか。

(鏡会長)

はい、どうぞ。むしろわかったら教えていただきたい。

(土屋委員)

船橋市ですけども、整備費の補助はやっておりますけども経営に関する方は特にはないです。

(鏡会長)

やってないということですよ。ということになると、介護保険制度、かつての措置制度であれば公費負担というのもある程度理解できるんですが、介護保険制度において公費を負担していくというのはかなり極めて異例であるということは認識としてはあるのかなというふうに思うんですけど、というようなことでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

三山園というのは公設公営の歴史がありますから、こういう形で公的な資金が投入されているという経緯があるけれども、本来民間であれば公的な資金を投入するということは極めて異例だということになるようですね。これも議論の対象になるのかなということでちょっと確認しておきました。

他にいかがでしょうか。

それでは次にですね、5 他施設との比較について事務局お願いします。

(白土管理次長)

続きまして資料1の26ページをご覧ください。5. 他施設との比較についてをご説明させていただきます。まず、利用実績です。公立施設との長期入所での比較では、各施設5年間平均の利用率は三山園が97.8%、一組Aが95.6%で三山園より若干低く、一組Bが98.2%、一組Cが97.4%であり三山園と同程度でした。また、入院等を除く利用率は三山園が94.9%、一組Aが91.7%、一組Bが96.6%であり一組Aが若干低いものの大差は見られませんでした。

27ページからは民間施設との比較です。長期入所では、各施設5年間平均の

利用率は民間Aが94.7%、民間Bは90.9%、民間Cは67.2%、民間Dは94.2%で、入院等を除く利用率は民間Aが92.8%、民間Bは83.8%、民間Cは66.6%、民間Dは92.1%で三山園の利用率の方が高い状況です。

28ページのショートステイでは、各施設5年間の平均利用率は三山園が82.6%、民間Aは66.3%、民間Bは94.3%、民間Cは253.5%、民間Dは143.7%です。民間Aは令和3年度に職員の退職により、人員配置ができず、受入れを制限していたことで利用率が低くなっています。また、民間Cと民間Dは長期入所の空きベッドをショートステイで利用したため、定員以上の受入れを行っています。また、緊急ショート5年間の受入件数は三山園が7件、民間Bは92件、民間Cは3件、民間Dは18件で、民間Aは受け入れがありませんでした。

29ページのデイサービスでは、各施設5年間の平均利用率は三山園が87.0%、民間Aは4年間で68.0%、民間Bは74.3%、民間Cは44.4%、民間Dは62.6%でした。民間Aは令和2年度、3年度に人員配置ができず、受入れを制限していました。

30ページからは入退所者数等です。表の一番右、入所定員に対する率を各施設5年間平均で見ますと公立施設との比較では、新規入所者数及び退所者数は三山園が入所21.4%に対し退所24.4%、一組Aが入所21.7%に対し退所23.7%と同程度で、一組Bは入所37.7%に対し退所33.8%、一組Cは4年間平均ですが入所28.8%に対し退所29.5%で、一組Bは入退所が多い状況です。退所者のうち看取りは三山園が43.4%、一組Aは82.6%、一組Bは88.6%で2施設とも非常に高い状況です。措置入所受入件数につきましては、三山園が年2.4件でしたが他施設ではありませんでした。生活保護者数は三山園が21.0%、一組Aは12.0%、一組Bは5.8%で三山園は多く受入れを行っています。

31ページの民間施設との比較です。新規入所者数及び退所者数は民間Aが入所24.5%に対し退所25.0%、民間Bが入所31.0%に対し退所31.2%、民間Cが入所22.0%に対し退所22.8%、民間Dが入所27.5%に対し退所31.0%で、民間Aと民間Cは三山園と同程度、民間Bと民間Dは入退所が多い状況でした。退所者のうち看取りは民間Aが50.0%、民間Bは23.1%、民間Cは0%、民間Dは40.3%で、民間Aと民間Dは三山園と同程度でした。措置入所受入件数につきましては、民間Aが年0.2件、民間Bは年3.2件、民間Cは年0.6件、民間Dは年0.4件で、三山園は年2.4件でしたが民間Bが多く受け入れています。生活保護者数は民間Aが9.3%、民間Bは7.6%、民間Cは3.8%、民間Dは15.8%で、三山園は21.0%で民間施設より多く受入れを行っています。

32 ページは医療行為対象者数です。三山園定員換算で見ますと一組B及び民間Aが三山園より医療ニーズのある方が多く入所しています。

33 ページは契約医療機関です。令和4年4月1日現在で協力病院の往診は三山園が週3回と他施設より多く、歯科については一組B以外が契約を締結し、精神科につきましては三山園、一組C、民間B、民間Eが契約を締結している状況です。

34 ページからは職員数です。令和4年4月1日現在の看護職員と介護職員の配置で、公立施設との比較では職員1名に対する利用者数は、三山園が2.74名、一組Aは2.7名、一組Bは1.8名の配置となっています。また、どの施設も外国人の雇用はありませんでした。

35 ページは民間との比較です。民間Cは2.7名で三山園と同程度ではありますが、民間Aは2.31名、民間Bは2.07名、民間Dは2.01名、民間Eは2.2名と公立施設より民間施設の方が手厚く職員配置をしていることが分かります。また、外国人の介護職員の雇用も民間施設が進んでいる傾向が見られます。

36 ページは日中の看護職員、介護職員の配置人数です。三山園定員換算で、三山園が14.4名、一組Aは11.2名で同程度、一組Bは22.2名、民間A、B、Dは27、8名、民間Cは24.3名、民間Eは20.7名となっています。

37 ページからは平均年齢です。ここからは施設の特定を避けるため、民間施設の順番を入れ替えています。令和4年4月1日現在の公立施設との比較では、常勤職員平均年齢、会計年度任用職員平均年齢は同程度でした。常勤職員平均採用時年齢については、三山園が他施設より高くなっています。

38 ページの民間施設との比較では、正社員平均年齢は全施設40歳台でしたが、民間Aと民間Bの介護職員の平均年齢は若干低かったです。

39 ページは平均年収です。三山園と一組Aは500万円を超えており、看護職員では一組Bと民間A、B、D、Eがほぼ同額で、民間Cは低額になっています。介護職員は一組Bと民間Cが低い状況です。なお、三山園においては、令和3年度は休日出勤が多いことから令和2年度の金額も併せて記載しています。

40 ページは特殊勤務手当です。定義が必ずしも一致するものではありませんが、他の公立施設では特殊勤務手当の設定がほぼない状況、民間施設ではほぼ同様の特殊勤務手当が設定されていますが、介護士長及び副介護士長の手当以外は三山園が民間を上回っている状況です。

41 ページは光熱費です。電気料とガス料の支出を見てもと、公立施設は横軸の延床面積が広いことからか支出が多く、民間施設は支出が抑えられている状況です。

42 ページからは、関係市からの補助金等です。民間施設への補助で船橋市は、

施設整備に係る補助として「船橋市高齢者福祉施設整備費補助金」を市内に特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に整備費の一部を補助し、「船橋市老人福祉施設大規模修繕事業補助金」を市内で開設後10年以上経過した社会福祉法人に老朽化した施設の改修費の一部について補助金を交付するものがあります。

43ページです。習志野市と八千代市ですが、補助はないとのことでした。鎌ヶ谷市は、施設整備に係る補助として「社会福祉施設整備資金補助金」を、福祉医療機構から借入れた資金の償還元金に対し補助をし、「社会福祉施設整備資金利子補給金」を、福祉医療機構から借入れた資金の利子分を補助するものがあります。

44ページは三山園への補助、負担金です。令和4年度は分賦金として、4市合計で7,147万2千円を負担していただいています。この他に施設等整備基金の財源として1,600万円の負担をしていただいています。令和3年度、4年度につきましては計上していない状況です。

以上で、他施設との比較についての説明を終わります。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして委員の方々で質問がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

(網島委員)

網島です。運営的に数字的にかなり厳しくて、ただ人員配置は決して多くはないという状況なんですけど、三山園は公立ですから地域の中の何か目的を持って、使命感、そういうものがあるのかと思うんですけど、今現在のところからずっと目指していたものというんですかね、難しい何か横文字のものを指すというのがありましたけどもそういうものはどう感じるんですかね。それに向かって少しは進んでいるのでしょうか。というのも、それがあかないかで今の状態で三山園が続けられるかどうかというとても大きなことかなと私は思うんですよ。数字だけ見たらもう本当にマズいのではないかという感じはするのですが、ただそれだけお金を入れてもこの地域の中でこういう目的でやるのだというのがあるのであればそれはそれで考慮すべきだと思うんですけど、三山園としての考え方、そういうものを教えていただければと思います。

(鏡会長)

はい、どうぞ事務局。

(村山事務局長)

はい、事務局長です。公営施設の役割というのは、当初は関係4市の中に特養がなかったというような時代の中で、そこらへんの受け皿になっていくということで設置されました。第1回目の審議会の中でご説明させていただきましたけども、その後介護保険制度が施行され、民間施設が増えてきたという中で三山園は何をしていくのかというところなんですけども、議会等で答弁させていただいているのは、民間施設の受け皿としての役割を果たしていきたいという答弁をさせていただいています。また、民間の範となるような施設にならないといけないということで一例を挙げますと、前も申し上げましたが認知症に特化した施設としてパーソンセンタードケアに取り組んでですね、他の施設から認知症だったら三山園に問い合わせしてみようかというような立場にならなければいけなかった。ただ、現状では三山園が知識を民間の人に指導といいますか、広めていくというところまでは至っていないというような、実際に講師になって行ったりとか、やっていませんのでそういった状況になっているというところでございます。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(網島委員)

職員さんでそういう話をするものだと思うのですが、園長先生どうなんでしょう。園長先生が中心となってこういう園にしたいと職員同士でよく話をすることではないのかなと私は思うんですけども。

(鏡会長)

はい、お答えいただけますか。

(渡辺園長)

主任会議等とかで主任達と話したりはしますけども、なかなか人員配置の方に目がいってしまっていて、そのケアの方まで行き届いていない状況です。本日も午前中に会議がありましたけれども、まず人員をどうするかという話で休日出勤の職員も何人かこの時期でもまだ出ている状況でして、採用もなかなか追いついていないという中で、そちらの方に頭がいってしまっているという現状です。

(網島委員)

ありがとうございます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。他には何かありますか。どうぞ、西尾委員。

(西尾委員)

関連する質問なのですが、施設を見学させていただいて色々お話を聞いたときに、かなり重度の認知症の方が増えており、そういった方を受け入れている。民間で受け入れられない、断られた方を最後の砦のような形で受け入れていると話を聞いたのですが、そういう最後の砦みたいな位置付けになっているということが、何らかのデータとして把握できるものはないのでしょうか。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(村山事務局長)

はい、事務局長です。民間の受け皿的などところでやっています。実際にケアマネージャーなどの居宅支援事業所の方々からは「最後の砦ですよ」という話は聞いたりしているので、自分としては関係市さんの措置に関しては依存度が高いのかなと思っていたところは現状ありました。ただ、関係市さんからの報告を見てみましたところ、他の施設さんと差別化していないということがデータとしてわかりましたので、そこについては自分の認識が違っていたのかなというところでございます。

(西尾委員)

数字で把握できると良いなと思ったのですが、今の話ですと措置入所の受入件数とか生活保護の方の受入件数とか、これは他の施設に比べて多いような数字になっていたかと思えます。こういうところが最後の砦になっているということを表しているかなと思ったのですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(村山事務局長)

生活保護に関しては、データの的には多いということでも出ておりますのでそれ

は言えると思います。ただ、措置に関してはデータのそこまで多くなっているというデータではないので、そこについては最後の砦というような言葉では聞いてはいるのですが、データ化したものについてはない状況となっているところ です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

(徳永委員)

徳永です。生活保護者数のお話が出まして三山園は21%、他の公立施設が12%と5.8%。民間では9.3、7.6、3.8、15.8%とあるので、三山園が一番高いというのが数字上出ていると思います。この生活保護者を受け入れた場合というのは、それ以外の方と比較して歳入に差はあるのでしょうか。生活保護者が入居された方が、歳入の面で苦しくなるということはあるのでしょうか。

(鏡会長)

はいどうぞ、事務局。

(渡辺園長)

他の利用者の方と差はございません。ただ、民間の施設さんで預かり代であったり事務代行であったりとか手数料的などころの歳入があるかとは思いますが、三山園ではそういったものはご利用者の方から徴収はしておりませんので、介護報酬の介護度による単位数の生活費、居室代、それから食費というところなので、生活保護の方は負担限度額をもちろんお持ちですので、全額各市からということ でいただいております。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(徳永委員)

続けて徳永です。そうすると歳入に生活保護の方と一般の方との間に差はないということだとすると、生活保護者の方の受け入れの最後の砦になるというのはどういった理由になるのでしょうか。

(渡辺園長)

三山園長です。先ほど申し上げました手数料的な部分の徴収がないというところで、ご本人さんの負担がないという部分で三山園に入所しやすくなるのではないかと感じています。

(徳永委員)

手数料がないというお話のところで質問したいのですが、数字で見ると26ページの利用実績を見ると97.8%という状況なので、これ以上人を増やして歳入増やしましょうというのは無理な状態なんだろうと。そうするとそれ以外の収入の道として、手数料を徴収している施設が他にもあるのであれば、三山園も同じようにというような話、そちらの方でも収入を増やしませんかという話はあるのではないかと話をお伺いして思ったのですが、そこに手数料を導入していない理由があるのであれば教えてください。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(村山事務局長)

手数料の関係はですね、生活保護のうんぬんは関係なしに入所者全員に関わるものです。民間さんであったりすると、預かり金を管理するのに1か月千円くらい手数料をいただいているということは聞きますので、それを取った場合は大体年間で120万増収になるということは見込まれます。それに当たっては手数料条例を設置すれば可能なことであるかと思います。あと生活保護の方に関しては、収入的には変わらないのですが、家族との関わりというものが比較的疎遠になっているという方が多いというようなこともあると思います。以上です。

(徳永委員)

再びすみません。そうすると手数料収入を導入したとしても年間120万の増収が見込めるくらいだということで、大幅に改善するような一手というわけではないという理解でよろしいですか。

(村山事務局長)

はい。

(徳永委員)

ありがとうございます。以上です。

(鏡会長)

今のお話のとおり生活保護の場合には、入所者の家族状況であるとかご本人のADLとか総合的に判断しなければならない。それに対する調査とかあるいはご本人とか家族の対応とかそこに時間がかかるんですよね。そういう意味で比較的確実な受け皿があるということは、多分ケースワーカーの人達にとってもプラスなのではないかと思います。入所するかしないかは、結果的にはそんなに影響はないかと思います。収入的にも介護扶助と生活扶助とありますけども、基本問題ないと思います。ただ、認定度に関してはかなり対応に差があると思います。

他にいかがでしょうか。なければ次に進みたいと思います。6 職員採用計画について事務局からお願いします。

(白土管理次長)

資料1の45ページをご覧ください。6. 職員採用計画についてご説明させていただきます。

計画人員につきましては、国の最低基準は前年度の利用実績に対して利用者3名に対し看護、介護職員1名となっておりますが、三山園では特養とショートステイの定員120名に対し、常勤換算後で48名、利用者2.5名に対し、職員1名を基準に考えています。

令和4年7月1日現在の常勤換算後の職員数は、介護職員は常勤職員23名、会計年度任用職員7.7名、派遣職員3.3名の計34名、看護職員は常勤職員5名、会計年度任用職員2.5名、派遣職員1.0名の計8.5名で合計42.5名が配置されており、2.5対1の人員配置には、5.5名不足しております。

46ページは今後の予定です。5.5名の不足を補うため、今年度、常勤介護職員の採用試験を8月31日に実施する予定です。採用人数は3名程度を予定しています。残りの2.5名につきましては、会計年度任用職員の採用や派遣職員で対応をする予定です。

以上で、職員採用計画についての説明を終わります。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明について、何かご意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(網島委員)

網島です。職員が足りなくて先程から大変だという話なんですけど、公営だと外国人は無理なんじゃないかな。ということと、ただでさえ大変なのに派遣を使うと物凄く大変になるのではないかなと思うんですけど、派遣というのは来てもらって高額な紹介料がかかるとか色々あると思うんですけど、派遣以外のことを考えたほうがよいのかという気が私はするんですけども。将来的にまだはつきりしていませんけども、ここで正職員として採用するんですよね。正職員で採用するとしてこの話をするんですか。今こういう状況、状態なんですけど就職しますかって。

(鏡会長)

あり方が問われているって話もするんですかということですよ。

(網島委員)

はい。

(村山事務局長)

派遣につきましては、本来であれば非常勤職員で対応していければ良いとは思っております。非常勤職員につきましては、募集はしているんですけどもなかなか集まらない状況でやむなく派遣にて対応しているというような状況です。今後正職員の採用を行う予定なんですけども、これについては「あり方検討審議会を今やっております」ということのお話をしないといけないなと思っております。

あと外国人なんですけども、かつて非常勤の方は外国の方も採用したことはあります。

(鏡会長)

よろしいですか。

(網島委員)

ありがとうございました。

(鏡会長)

他には。

特にご質問がないようでしたら、続きまして日程2 関係市の三山園に対するニーズということで各市から順次ご説明いただきたいと思いますと思いますが、まず船橋

市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市の順でご説明をお願いいたします。

(土屋委員)

はい、船橋市でございます。資料⑥の説明ということでお願いいたします。では、まず①の待機者数でございますが、これは記載の通り令和4年1月1日現在で475ということになっています。

次に②施設紹介等にあたっての差別化の有無などについてですが、これにつきましましては、民間の他の施設と同様に扱っております。

それから③措置入所に関して、(1)直近5年間の措置件数につきましましては、記載の通りでございますが、三山園への措置件数はだいたい1割弱になるかと思えます。

それから(2)、措置に当たって優先的な扱い等があるのかということですが、措置が生じた時にまず三山園にというようなことはしておりませんが、前の表のとおり件数がございまして、ご協力をいただいているものと考えております。

次に④の緊急ショートについては、民間施設と同様になっております。

⑤の市内の特別養護老人ホームとの取り決めの有無ということですが、老人福祉施設協議会、老施協と呼びますけれども、そちらの団体と「災害時に配慮が必要な方の受入に関する協定」をしています。それ自体は先ほども申し上げましたとおり、団体と協定を結んでいまして、その中に三山園さんも入っているということで、こちら他施設と同じ扱いということとなっています。

⑥の運営形態ごとのニーズ等に関して、まずは(1)の直営ですが、先ほども話に出ました措置入所について、引き続きご協力いただきたいということと、四つの市の市民に関して入所させていただいておりますけれども、そちらについても配慮をしていただきたい。懸念事項でございますけれども、経営状況が厳しい中で多額の財政負担が継続するのではないかと懸念がございまして。

(2)民間譲渡に関しては、まず今入っていらっしゃる方についてそのまま引き継いでいただきたいということ。それから四つの市の市民の方の入所についてご配慮いただきたい。次は事務的なお話になってしまいますけれども、譲渡した場合にはかつて受けている建築の補助金の返還が発生する可能性があるということでございます。

(3)指定管理の場合、こちら民間譲渡と同じような事が書いてありますけれども、現在の入所者、四つの市の市民の入所について挙げさせていただいております。

最後に廃止ということについてですが、まず施設がなくなってしまうと今入っている方の行先の確保という課題があると思えます。あとは当然のことながら待機者の増に繋がるであろうと。次はこれも事務的な話です。介護保

険事業計画で計画期間ごとの特養の整備数を計算しておりますけども、その計画数について今後どうするのかという影響が出ます。最後は先程申し上げました補助金の返還という事務的な話があるかと考えております。

船橋市は以上でございます。

(島本委員)

はい、続いて習志野市です。資料⑥に基づきましてご説明させていただきます。まず、①の特別養護老人ホームの待機者数は、記載の通り427名で令和4年1月1日現在で千葉県の方に報告している数字となります。

②の契約入所にあたっての位置付けについては、他の施設と同様の位置づけです。なお、施設紹介に際しても、他の施設とともに紹介、案内をしています。

③の措置入所に関する位置付けは記載の通りで、括弧の中は新規に受け入れて頂いた数です。

次のページ、措置入所、施設紹介等において三山園を優先的、差別的ということですが、措置にあたりましては、職員の方が緊急性について理解がある、併せて協力的というような関係性から打診がしやすいという利点があるのかなど。ただし、優先的な取り扱いをしているということはないということです。

次に④契約入所、措置入所以外で施設入所にあたっての三山園の位置付けということですが、これについては他施設と同様ということであります。

次に⑤市内の特別養護老人ホームとの取り決めという部分ですが、本市において公募によって特別養護老人ホームを開設する時には、運営に関する協定の中で市民の受入について配慮いただきたい、あるいは災害時の福祉避難所としての開設などにご協力いただきたい、というような協定を締結しています。また、別途、災害時の福祉避難所については 開設後に協定を締結するというような取り組みの中で対応しています。

次に⑥の今後の運営形態ごとのニーズということですが、直営に関しましては、措置入所について現在と同じような対応をお願いするとともにベッド数についても継続いただきたい。なお、分賦金、財政負担の部分で軽減できるように経営いただきたいということです。

次の民間譲渡については、現在入所している方について引き継いでいただくという対応が必要になってくるであろうことと、市民入所についても引き続きご配慮いただくような形で譲渡が進むことが望ましいかなということですが。

次に指定管理者については、民間譲渡と同様に現在の入所者と市民の受入れについて配慮をいただければ望ましい。ただ、指定管理料として予算措置が必要になるので、財政的な面からすると分賦金同様に財政負担が必要になってくる点で懸念が残ります。

廃止につきましては、待機者数、併せまして緊急の保護を要する措置入所の相談施設が減ることから苦慮していくということが懸念されます。併せまして現在の入所者の引き継ぎ、こういった部分が懸念されます。

習志野市は以上です。

(糟谷委員)

続いて八千代市でございます。①の待機者数でございますが、341名。

②の契約入所にあたっての三山園の位置付けでございますけれども、他の特別養護老人ホームと同様にパンフレットなどを用いて案内をさせていただいているところでございます。また、市民向けパンフレットでは三山園のみ市内の特別養護老人ホームと同列に市外施設である同園を記載させていただいているところでございます。

③措置入所にあたっての三山園の位置付けでございますが、直近5か年につきましては記載をさせていただいているとおりでございます。続きまして、(2)措置入所、施設紹介等において三山園を優先的に取り扱っているかにつきましては、措置は市内の特養から入所の打診をいたしますが、そのタイミングで同じく三山園にも打診をさせていただいているところでございます。

④契約入所、措置入所以外での三山園の位置付けでございますが、高齢者虐待等の緊急時におきましても他の施設と同様に入所依頼を行っているところでございます。他の民間施設との間に優位性はないということで取り扱っております。

⑤市内の特別養護老人ホームとの取り決めの有無及びその内容でございますが、緊急一時保護、こちらにつきましては災害等で一時的に居所を失った高齢者の保護でございますが、市内民間5法人と契約しているところでございます。また「福祉避難所の確保に関する協定」につきましては市内民間7法人と締結をさせていただいているところでございますが、いずれとも三山園と契約あるいは協定はございません。

続きまして⑥今後の運営形態ごとのニーズ、求める役割等でございますが、

(1)直営の部分につきましては、入所枠が確保され、また緊急時の受入れ体制が確保されることを期待し、それを求めてまいりたいということです。しかしながら、その場合であっても民営の特別養護老人ホームが大多数である現在、分賦金を支出して赤字経営の施設を維持することに納得が得られるのか懸念があるところでございます。

(2)民間譲渡でございます。こちらにつきましては、分賦金等の支出はいずれかの時点で無くなると予想はされるところではございますが、その財源を活用した新たな施策を提供できる可能性も考えられると考えております。現在のと

ころ、20床の本市枠の行方及び緊急時対応等を今後期待できるか等、不明確なことが懸念されるところでございます。また、民間譲渡にあたっては、金銭面のメリット・デメリット以外に現入居者の生活に問題が出ないよう配慮とサポートが必要であると考えているところでございます。

続きまして(3)指定管理でございます。こちらにつきましては、介護報酬等で運営することを条件とすることで市の負担範囲も明確になるものと考えております。ただし、赤字経営が解消されることを前提にしましても、今後も施設の改修、維持管理費が必要になるということは変わらない。また、指定管理者制度が有期限を前提としており、入所者の生活を長期間安定して確保する施設目的に本当に沿えるのか懸念があるところでございます。

(4)廃止でございますが、廃止によりましては分賦金等の市の支出、財政的な負担がなくなるというメリットがある一方で、消滅する20床枠への対応及び現入居者に対するサポートが必要になるものと考えております。

以上でございます。

(菅井委員)

それでは鎌ヶ谷市から報告の方させていただきます。特別養護老人ホーム利用者等に関する現状といたしましては、令和4年1月1日現在の待機者数は236名となっております。令和3年1月1日と比較しますと10名ほど少なくなっております。

三山園の位置付けといたしましては、一般的な契約入所等を含めて市内の特別養護老人ホーム、民間施設と同様に取り扱っているところでございます。

③の直近5年間の措置件数ですが、令和2年度に1件、令和3年度に2件と低く推移しており、三山園には令和2年度、3年度に各1件入所しているところでございます。

次に措置入所や施設紹介等における三山園の優先的な取り扱いは、特段しておりませんが、虐待のケースにおいては市外という立地から優先的に相談することもございます。

⑤の市内の特別養護老人ホームとの取り決め等につきましては、災害発生時における福祉避難所の設置、運営に関する協定書を市内8か所全ての特別養護老人ホームと締結をさせていただき、災害時の被災者の受け入れ、福祉避難所等の役割をお願いしております。

⑥の今後の運営形態ごとのニーズ、求める役割等につきましては、引き続き直営で運営を行う場合には、これまでどおり虐待での措置入所等を中心にこれまでの経験を活かし、柔軟な対応と入所者が安心して生活ができるようお願いしたいと考えております。しかしながら、分賦金の負担につきましては昨今の財政

状況から大きく増加した場合の対応は難しいものであると考えております。

民間譲渡や指定管理者による運営とした場合には、措置入所等の相談について民間の施設と同様の取り扱いとなり、鎌ケ谷市におきましては相談などの利用件数が減ることが想定されます。また、鎌ケ谷の場合は地理的に施設までの距離がありますことから特別な案件などの利用となり、利用者数も減少することが想定されると考えております。さらに指定管理となった場合でも指定管理料のほか施設改修、維持管理費がこれまで同様必要となることが想定され、施設運営による財政事情の厳しさについては変わらないのではないかと考えております。

最後に廃止となった場合につきましては、鎌ケ谷市に割り当てをいただいておりますベッド数は15床分ありますが、こちらの方は減少いたしますが市内の既存の施設や今後新設されます2か所の施設での受け入れが可能と想定されます。また、三山園でのショートステイ利用者もいないことから、鎌ケ谷においては影響が最小限に収まるものと考えております。なお、現在入居されております方のサポートは今後必要になってくるのかと考えているところでございます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。ただいま各市からご説明いただきましたが、これに関しまして委員の皆様からご意見、ご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

(村山事務局長)

すみません。ただいま説明していただきました中で、措置の件数について表のとおりですという説明がありましたので、会議録に残らないので件数については会議録の中に入れさせていただくという形ではよろしいでしょうか。船橋市は5年間で76件中7件が三山園、習志野市は38件中2件が三山園、八千代市は26件中1件が三山園、鎌ケ谷市は3件中2件が三山園ということを経済録の中で記載させていただきます。

(鏡会長)

私の方から関連で質問したいんですけど、いわゆる止むを得ない措置というのは、虐待とか介護放棄とか緊急避難的に後見対応でなく措置対応しているというような制度なんですけども、これはおそらく各市それぞれの入所枠ってありますよね。その入所枠を超えて措置の人って入れるのか、それとも入所枠の中で順番を入れ替えて措置の人、あるいは生活保護の人もそうだけど、そういう入所枠と措置入所、あるいは生活保護の関係についてちょっと教えていただきました

い。

(村山事務局長)

はい、事務局長です。生活保護に関しては、入所枠の中で対応いたします。措置につきましては、入所枠はあるんですけども100%埋まっていたとしても2枠ショートステイのベッドが利用可能ですので、例えば船橋市さんが47枠丸々埋まっていたとしても措置としても受け入れられる。2人までは受け入れ可能です。あと定員枠内、通常の枠内であれば5枠可能です。

(鏡会長)

その5枠を超えた場合はどうなるんですか。

(村山事務局長)

その場合2枠までは対応できます。

(鏡会長)

それを超えると。

(村山事務局長)

103人目は措置としても受け入れは出来ないということになります。

(鏡会長)

ただ、これを見るとそれほど数としては多くないのかなって気はします。

(村山事務局長)

そうですね。

(鏡会長)

そのように緊急避難的な対応は可能でそういう事務的な対応を取っているとわかりました。

一步踏み込んだ話になっちゃいますけど、例えば民間譲渡になった場合に従来の枠ってなくなる前提で考えるか、譲渡になってもこういう枠を維持してくださいって条件を課していくのかというのは、これからの話になっていくと思うけど、一般論として言うと民間にそういう枠を課すということはあまり例がないので、そこがなくなる可能性がある。ということは今まで数は多くないけれども措置で入られている方というのは、そこは入らなくなるかもしれない。

この数を見ると民間でも解消できそうな気がするのですが、そこに影響があるのかどうか。

(村山事務局長)

運営形態、あり方についてこの場で検討していくということですので、そこまでどういうふうになるのかというのは考えておりません。今後万が一そうなった場合は、関係市さんと協議しながら進めていくことになるのではないかなと考えております。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。何か質問ございますか。

はい、どうぞ。

(徳永委員)

徳永です。委員の立場で踏み込んでしまって良いのかということではあるんですけども、措置入所における三山園の数を見ますと、仮に民間譲渡になった場合に三山園で引き受けていただいていた数というのは、その民間にそのまま引き受けていただけるかもしれないし、他に打診するということになるかと思うんですけども、この数を見る限り吸収はできるのかなと見えるのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。関係市さん側の方の考え方になるのかなというところでお伺いしたいのですが。答えられるかどうか微妙だと思っておりますけども。

(鏡会長)

それでは、回答していただいて。島本委員。

(島本委員)

はい、習志野市です。基本的に数字的な面を見ると今おっしゃられたようなことかと思いますが、我々とする民間譲渡であれば、特別養護老人ホームはそのままあるわけですので、お願い事、交渉事、そういった部分の対応先はそのまま残る。ただそこで措置入所にあたり実際受け入れていただけるかどうかについては、三山園として残った場合と、民間譲渡された場合、どのように対処いただけるはその時の状況になるのかと思います。影響のあるなしということは、この場では控えたいと思います。

(鏡会長)

本来は介護保険制度の中で運営していますから、公施設であっても民間施設であっても同等の位置づけがあるんですが、これまで比較的關係が深かったということを引きずって若干配慮があったというのが事実かもしれません。それがどのようになるのかということは今後の話ということですね。はい、どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。どうぞ、西尾委員。

(西尾委員)

関連してなんですが、意外と全体の措置の件数が多くない、なおかつそんなに増えていないように見えます。イメージとしては虐待の件数はかなり増えているのかなという気がするのですが、これは今後もこういった水準で考えていけば良いのか、それとも今後はもっと数が増えていく可能性があるのか。もし、見込みがあるようでしたらお聞きしたいなと思います。

(鏡会長)

どなたかお答えいただける方は。

(村山事務局長)

それにつきましては、次回ということによろしいでしょうか。次回にまた関係市さんの方からご回答いただくということで。

(鏡会長)

最近の傾向から予測していただいて、なかなか難しい話ではあるとは思いますが、傾向だけでもお願いします。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(綱島委員)

綱島です。余計なこと聞くかもしれませんが、4市の方に聞きたいんですけど各市の考えが微妙に違うと思うんですけど、これは最終的な結論については4市全部一緒にするんですか、それともうちは抜けたとか結果によってはそういうこともあるんですか。それは聞いちゃいけないのかな。

(鏡会長)

なかなかこれはお答えが難しいかと。

はい、どうぞ。

(村山事務局長)

そちらについては、この会で今後の公設公営の施設のあり方であったり、運営のやり方、そういったことを決めていくという会でありますので、その答申が出た段階で関係市さんとの協議になっていくのかなと思います。どういった方向になるのか決まっていませんので、決まってから直営になるのであれば直営としてどのようにやっていくのか、指定管理であれば指定管理としてどういうふうにやっていくのか、そういったことになるとと思います。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。少なくともこの審議会のミッションとしては、あり方の検討ですから、将来的な方向について一様の方向性を出す。そこから先はかなり事務的な作業で細々としたことに入らないといけなくなる。それは事務方をお願いするということになろうか思います。

よろしいでしょうか、他には。

では、次に進めさせていただきたいと思います。次第の日程(3)その他ということで委員及び事務局からなにかございますか。はい、どうぞ。

(村山事務局長)

はい、事務局長です。習志野市さんから「6月9日の習志野市の定例議会の一般質問の中で、議員の方から三山園あり方検討審議会であり方を検討していくにあたって、審議会の中で三山園職員の意見を聞くべきとの要望があった」との報告がありました。この要望に対する対応の審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。習志野市さんでの一般質問に関して、この審議会としても三山園の職員の方から意見を伺うということは大切なことであると思います。一方、多くの職員から審議会の場で意見を聞くということは、全員の方から聞くことは難しいと思いますので、三山園の職員さんから書面により、三山園の今後のあり方についての意見を募集したいと思います。次回の審議会が開催される前に委員の皆様はその意見を提出して、次回の審議会はその意見を把握した上で審議を進めていくということで、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、そのように対応させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。事務局の方には三山園職員からの書面による意見を8月の末ころまでにまとめていただいて、9月中旬には委員の皆さんにご提供できるようにお願いをしたいと思います。よろしいですか。

他にございませんか。

(村山事務局長)

お配りしております書面ですが、三山園職員労働組合から私あてに文書が届きました。

1. パーソンセンタードケアにつきまして、私の方としましては「公的役割として、パーソンセンタードケアについて三山園として知識を深めて、三山園が民間施設等に対し知識を広めていこうと考えていましたが、現状では三山園として民間施設に広めていくということはまだしておりません。まだそこまでのスキルは修得していない」という内容の説明でありまして、特定の人に対しての発言ではなかったものです。

続きまして2番目以降につきましては、お読みになっていただきまして、そういったご意見があるということ踏まえた中で今後検討していかれた方がよろしいかと思ひましてお配りいたしました。

なにかご意見等がございましたら、事務局までお願いいたします。

よろしく申し上げます。

(鏡会長)

三山園の労働組合から事務局長あての文書ということで今ご説明がありましたとおり、委員の審議の参考にさせていただくということでございますのでお目通しいただいて、今後の議論の参考にさせていただければと思います。

(村山事務局長)

もう1点ですね、今日審議会の会長あてに三山園の職員労働組合の方から申入書が届きました。今、お配りいたします。

(各委員に申入書の写しを配布)

(村山事務局長)

先ほど会が始まる前に提出いただきました。こちらにつきましても読んでいただきまして、審議を進める上でこれを踏まえた中で検討をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

(鏡会長)

はい、この文書につきましては私あての文書であります。事前に目を通させていただきまして、内容的にまだ決定していないこともありますので、また個別の

ことにつきましては事務方での対応になりますので、審議会の範疇を超えたところのご要望もあると認識しております。従ってこの文書につきましては、委員の皆さんにもお目通ししていただくという判断をさせていただいて皆さんにお渡ししたところですが、これをお読みいただいて先ほどお話ししたとおりの今後の審議の参考にしていただくという扱いにしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。併せて先ほど申し上げたとおり、三山園の職員の方からの意見を聴取する機会を作っておりますので、再度こういう申し出ができるかもしれませんけれどもそれも含めて審議の参考にしていただくということで対応を諮ってみたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

よろしいですか。はい、どうぞ。

(村山事務局長)

先ほどの職員の意見募集なんですけども、その詳細につきましては事務局の方と会長と相談させていただきながら進めていくということでよろしいでしょうか。

(鏡会長)

ただいまの事務局長のご提案のとおり事務局と私の方で対応させていただいてよろしいでしょうか。はい、ではそのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

その他にございませんでしょうか。

以上をもちまして、第2回特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会を終了いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。